

【選挙公営の手引き ～選挙運動用自動車の使用～】

選挙運動用自動車の運転手雇用の契約をする方へ

公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。

公費負担の請求は、候補者と契約をした事業者が、宮古市に対して行います。

なお、契約した候補者が、立候補に係る供託物を没収された場合は、全額、候補者の負担となります。

※ 契約内容は、選挙運動用自動車の運転手雇用契約です。雇用契約を結んだ運転手は、雇用した候補者のための選挙運動をしてはいけません。

1 公費負担の上限金額

1日当たり12,500円を上限とし、選挙運動期間の範囲（有投票：10月20日～10月26日の7日間、無投票：10月20日の1日限り）で公費負担を行います。

2 選挙公営の流れ

(1) 通常、立候補届出書類の事前審査前に、候補者と書面によって契約を行います。

（契約書は、記載例の内容の必要事項が全て含まれていれば、任意の様式でも構いません。）

(2) 選挙後に、候補者から選挙期間中の選挙運動用自動車証明書（運転手）が交付されますので、金額を確認します。

(3) 選挙後に、①請求書、②請求内訳書、③選挙運動用自動車使用証明書（運転手）を、記載例を参考に必要箇所を記載し、宮古市選挙管理委員会に提出します。

※ 提出期限 11月1日（金）

① 請求書

実際に、選挙運動期間に選挙運動用自動車を運転した日数分を請求してください。また、指定の口座に支払いますので、必ず口座情報を記載してください。

② 請求内訳書

日ごとに実際に要した金額と基準限度額を比較して少ない方の金額を請求金額に記載してください。

③ 選挙運動用自動車使用証明書（運転手） ※ 候補者が運転手に交付します。

(4) 宮古市に請求した金額以外の費用は、候補者に請求します。

(5) 宮古市からの費用の支払いは、書類審査等により相当の日数（請求書の提出から概ね3～4週間）を要します。提出順に処理をいたします。ご容赦の程お願いします。

お問い合わせ 宮古市選挙管理委員会事務局
電話 0193-68-9123
FAX 0193-63-9125